

東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例（案）の **骨子**

1 条例制定の背景

市では、令和4年12月に策定した「東大和市空家等対策計画」を踏まえ、令和5年度から、東大和市空家等対策検討会議（以下「検討会議」という。）を開催し、特定空家等の認定・措置（法に規定される助言、指導、勧告、命令及び代執行をいう。以下同じ。）等の仕組みづくりについて、検討してきたところである。

本条例は、検討会議での意見及び令和5年12月の「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」の改正内容を踏まえ、特定空家等並びに管理不全空家等の認定及び措置の実施のための手続き等に関して、必要となる事項を定めるものである。

2 他市の状況

条例制定済み	15市
条例未制定	11市

（令和5年11月時点）

4 今後の予定

- ・ 令和5年7月～令和6年7月 } 検討会議 開催済
- ・ 令和6年9月 東大和市議会議員全員協議会で説明
- ・ 9月～10月 パブリックコメントの実施
- ・ 11月 第4回東大和市議会定例会に提案
- ・ 令和7年4月 条例の施行

3 条例（案）の骨子

①趣旨

この条例は、特定空家等並びに管理不全空家等の認定及び法に定める措置の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

②定義

法に規定される空家等のうち、東大和市内に所在するものを本条例の対象として定める。

③空家等対策計画の策定

空家等に関する施策の実施に当たり、計画を策定することを定める。

④特定空家等及び管理不全空家等の認定

特定空家等及び管理不全空家等について、市長が認定することを定める。

⑤特定空家等及び管理不全空家等に対する措置

特定空家等及び管理不全空家等に対し、法に定めるところにより措置を実施することを定める。

⑥空家等対策協議会への意見聴取

特定空家等及び管理不全空家等への措置の実施に当たっては、あらかじめ東大和市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴かなければならないことを定める。

⑦空家等対策協議会の設置

市長の附属機関として、協議会を設置することを定める。

⑧空家等対策協議会の所掌事務

協議会の所掌事務として、市長の諮問に応じて、特定空家等の認定及び措置に関する事項、空家等対策計画に関する事項等について審査又は調査し、答申することを定める。

⑨空家等対策協議会の組織

協議会の人数、委員の任期等について定める。

< 認定・措置等手続きフロー（案） >

